

教育訓練規程（マニュアル）

株式会社 コスモワーク

（目的）

第1条 会社は、派遣労働者のキャリア形成を目的として、派遣労働者に段階的かつ体系的な教育訓練を行う。

（対象者）

第2条 会社は、雇用する全ての派遣労働者に対し教育訓練を実施する。

（有給教育訓練）

第3条 前項の教育訓練は、有給かつ無償のものとする。

- ② 会社は、教育訓練を実施することが困難であることに合理的な理由がある場合は、派遣労働者に対してキャリアアップに係る自主教材を渡す等の措置を講ずることにより、教育訓練を行うことができる。この場合、会社は、当該派遣労働者に対して、教材等の学習に必要とされる時間数に見合った給与を支払う。

（対象範囲）

第4条 会社は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、労働契約の締結時までには教育訓練計画を周知するよう努めること。また、当該教育訓練計画に変更があった場合は、その雇用する派遣労働者に対し、速やかにこれを周知するよう努めること。

（情報提供）

第5条 労働者派遣の期間の区分ごとの雇用安定措置を講じた人数等の実績及び教育訓練計画については、インターネットの利用その他の適切な方法により関係者に対し情報提供する。

（雇用安定措置）

第6条 会社は、派遣労働者に対し、キャリア・コンサルティング（労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うことをいう。）や労働契約の更新の際の面談等の機会を利用し、又は電子メールを活用すること等により、労働者派遣の終了後に継続して就業することの希望の有無及び希望する雇用安定措置の内容を把握しなければならない。

- ② 会社は、雇用する全ての派遣労働者が利用できる、派遣労働者の職業生活の設計に関する相談窓口を設けていること。
- ③ 前号の相談窓口には、キャリア・コンサルティング（労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うことをいう。）の知見を有する担当者を配置していること。

(教育訓練)

第7条 教育訓練は、長期的なキャリアの形成を念頭に置いた内容のものであることとする。

- ② 会社は、派遣労働者全員に対して入職時の教育訓練を行い、その後3年間に1回以上の教育訓練を行う。また、その後もキャリアの節目などの一定の期間ごとにキャリアに応じた研修等を実施する。
- ③ 実施時間数は、フルタイムで1年以上の雇用見込みの派遣労働者に対して、最初の3年間は毎年概ね8時間以上の教育訓練の機会を与える。
- ④ 会社は、派遣労働者が教育訓練計画に基づく教育訓練を受講できるよう配慮し、可能な限り派遣労働者が教育訓練の機会を増やし受講させる。
- ⑤ 会社は、派遣元管理台帳の作成、記載、段階的かつ体系的な教育訓練を行った日時とその内容に関する事項、OFF-JT及び計画的なOJTについて記述を行う。
- ⑥ 会社は、キャリア・コンサルティングを行った日時とその内容に関する事項について記述する。

(その他)

第8条 会社は、派遣労働者の相談窓口を設置し、派遣労働者は教育訓練等分らない内容について相談することが出来る。

平成29年2月1日施行

運用マニュアル

1. 入社時の教育訓練

会社は、従業員が入社した場合、すべての派遣従業員に対し入社時教育訓練を行う。また、教育訓練訓練の時間、場所、実施者等を記録しておかなければならない。

2. 配置時の教育訓練

会社は、派遣先事業主と協力して、入社時教育訓練を行う。教育訓練の実施結果は、記録し一定期間保管しておかなければならない。

3. キャリアアップ

一定期間（3年間）に一度派遣従業員者のキャリアアップに資するため、知識、技術の向上のため必要な教育訓練を行う。

4. 教育訓練の実施

派遣従業員は、会社が行う教育の受講を命じられたときは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

5. 会社とは

この規定において「会社」とは、派遣元事業所のみならず派遣先事業所も含めるものとする。

6. 賃金等

キャリアアップに資する教育訓練は、原則として所定労働時間内に実施するものとする。訓練が所定労働時間外に及ぶときは、所定外労働として賃金を支給する。また、会社の休日に行われるときは、あらかじめ他の労働日と振り替える、若しくは休日労働として賃金を支給する。

7. 外部講習

派遣労働者が教育訓練を受講するためにかかる交通費については、派遣先との間の交通費より高くなる場合は、差額を支給する。

8. 事業所内訓練

キャリアアップに資する教育訓練は、原則として会社の事業所内で行うこととするが、やむを得ない理由がある場合は、キャリアアップに資する自主教材の提供またはeラーニングの活用等により、教育訓練を行う場合がある。会社の事業所外で行う教育訓練については、当該教材の学習またはeラーニングに必要とされる時間数に見合った手当の支給を行うこととする。

9. 受講済

キャリアアップに資する教育訓練において、次のいずれかに該当する者は、受講済みであるとして取扱うこととする。

- ① 過去に同内容の教育訓練を受けたことが確認できる者
- ② 当該業務に関する資格を有している等明らかに十分な能力を有している者